

彩北広域清掃組合における子育て及び女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日

彩北広域清掃組合 管理者

彩北広域清掃組合における子育て及び女性活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、前計画（彩北広域清掃組合における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画：令和3年4月1日～令和8年3月31日）を引き続き推進するとともに、男女に関係なく職員の仕事と子育ての両立支援を効果的・効率的に進め、職員それぞれの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備に寄与するべく「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」に基づき、管理者が策定する特定事業主計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 計画推進に向けた体制整備等

彩北広域清掃組合（以下「組合」という。）の職員構成は、構成市（行田市、鴻巣市）からの派遣職員2名、組合採用職員3名の計5名体制となっており、うち女性が1名であり、派遣職員は概ね2年で交代する状況となっている。

少人数の職場であるため、本計画を効果的に推進するため、事務局内の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

3. 計画推進に向けた数値目標

法の趣旨に照らし、計画を推進するため、次のとおり目標設定する。

事務局内の実情を踏まえ、最も大きな課題を掲げるものとする。

目 標

- 1 男性職員の配偶者出産休暇の取得率を、100%とする。
- 2 令和13年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、令和7年度の実績76%より引き上げ、80%以上とする。

4. 目標を達成するための取り組み及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを行う。

〈取組内容〉

数値目標を達成するため、職員が休暇を取得することに抵抗を感じることがないように、次の取組により職場環境を整え、1人でも多くの職員が休暇を取得できるように努める。

- (1) 所属長は、職員が出産休暇を取得できるよう、計画的かつ弾力的な業務体制を整える。
- (2) 所属長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。
- (3) 所属長は、職員の勤務状況を把握、分析し、職員の業務平準化に努めるよう指導する。また、月 45 時間以上の時間外勤務を行った職員がいた際は、現状を聞き取り、必要に応じて、業務改善を図る。また、職員一人ひとりが、業務の簡素化や効率化を意識するように、毎週水曜日を「ノー残業デー」として周知し、定時退所を促し、職員の意識改革を図る。
- (4) 子どもの授業参観等に参加するための休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努める。
- (5) 夏季における連続休暇、子どもの誕生日や家族の記念日等における計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。

本計画を実践するためには、全ての職員の理解と協力のもと、職場全体で支え合うことの重要性を認識することが不可欠であり、全ての職員が当事者意識をもって取り組み、より一層働きやすい職場になるよう努めるものとする。